

2020年6月16日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 山口 英一郎
(コード：8692 東証第一部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 大 矢 光 一
(電話番号 03-5665-3137)

支配株主である株式会社野村総合研究所による 当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）である株式会社野村総合研究所は、当社の普通株式並びに2011年6月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権、2012年6月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権、2013年6月21日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権、2014年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権、2014年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権、2015年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権、2015年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権、2016年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権及び2016年6月20日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第18回新株予約権に対する公開買付けを、2020年4月30日から2020年6月15日まで実施していましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2020年6月16日付「株式会社だいこう証券ビジネス株券等（証券コード8692）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



Nomura Research Institute Group



2020年6月16日

各位

会社名 株式会社 野村総合研究所
(コード:4307 東証第一部)
代表者名 代表取締役会長兼社長 此本臣吾

株式会社だいこう証券ビジネス株券等（証券コード 8692）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社野村総合研究所（以下「公開買付者」という。）は、2020年4月28日開催の取締役会において、株式会社だいこう証券ビジネス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）市場第一部、コード番号 8692、以下「対象者」という。）の普通株式（以下「対象者普通株式」という。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の名称については、下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義する。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「法」という。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」という。）により取得することを決議し、2020年4月30日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2020年6月15日をもって終了しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社野村総合研究所
東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(2) 対象者の名称

株式会社だいこう証券ビジネス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2011年6月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権（以下「第10回新株予約権」という。）（行使期間は2011年8月1日から2041年7月31日まで）
- ロ 2012年6月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」という。）（行使期間は2012年8月1日から2042年7月31日まで）
- ハ 2013年6月21日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」という。）（行使期間は2013年8月1日から2043年7月31日まで）
- ニ 2014年6月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（以

下「第 13 回新株予約権」という。) (行使期間は 2014 年 8 月 1 日から 2044 年 7 月 31 日まで)
 ホ 2014 年 6 月 20 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 14 回新株予約権 (以下「第 14 回新株予約権」という。) (行使期間は 2014 年 8 月 1 日から 2044 年 7 月 31 日まで)
 ヘ 2015 年 6 月 18 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 15 回新株予約権 (以下「第 15 回新株予約権」という。) (行使期間は 2015 年 8 月 4 日から 2045 年 8 月 3 日まで)
 ト 2015 年 6 月 18 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 16 回新株予約権 (以下「第 16 回新株予約権」という。) (行使期間は 2015 年 8 月 4 日から 2045 年 8 月 3 日まで)
 チ 2016 年 6 月 20 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 17 回新株予約権 (以下「第 17 回新株予約権」という。) (行使期間は 2016 年 8 月 2 日から 2046 年 8 月 1 日まで)
 リ 2016 年 6 月 20 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 18 回新株予約権 (以下「第 18 回新株予約権」といい、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 12 回新株予約権、第 13 回新株予約権、第 14 回新株予約権、第 15 回新株予約権、第 16 回新株予約権、第 17 回新株予約権及び第 18 回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」という。) (行使期間は 2016 年 8 月 2 日から 2046 年 8 月 1 日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,116,752 株	3,740,136 株	一株

- (注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等 (以下「応募株券等」という。) の総数が買付予定数の下限 (3,740,136 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」という。) 中に自己株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、①対象者が 2020 年 4 月 28 日に公表した 2020 年 3 月期決算短信 (日本基準) (連結) (以下「対象者決算短信」という。) に記載された 2020 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (25,657,400 株) に、②対象者が 2019 年 6 月 20 日に提出した第 63 期有価証券報告書 (以下「対象者有価証券報告書」という。) に記載された 2019 年 3 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる対象者普通株式数 (合計 70,800 株) を加えた対象者普通株式数 (25,728,200 株) から、③2020 年 4 月 28 日現在の公開買付者が所有する対象者普通株式数 (13,013,064 株) 及び④対象者決算短信に記載された 2020 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (598,384 株) を控除した対象者普通株式数 (12,116,752 株) になります。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

- ① 届出当初の買付け等の期間
2020 年 4 月 30 日 (木曜日) から 2020 年 6 月 15 日 (月曜日) まで (30 営業日)
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき、金 920 円
- ② 新株予約権
 - イ 第 10 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - ロ 第 11 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - ハ 第 12 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - ニ 第 13 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - ホ 第 14 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - ヘ 第 15 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - ト 第 16 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - チ 第 17 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円
 - リ 第 18 回新株予約権 1 個につき、金 91,900 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,740,136 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付していましたが、応募株券等の総数（10,532,278 株）が買付予定数の下限（3,740,136 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（2020 年 5 月 20 日公表の「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社だいこう証券ビジネス株券等（証券コード 8692）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含む。）及び公開買付届出書（2020 年 5 月 20 日提出の公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含む。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含む。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。以下「府令」という。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2020 年 6 月 16 日に東京証券取引所において、報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	10,469,378 株	10,469,378 株
新株予約権証券	62,900 株	62,900 株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	10,532,278 株	10,532,278 株
(潜在株券等の数の合計)	(62,900 株)	(62,900 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における 公開買付者の所有株券等 に係る議決権の数	130,130 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.78%)
買付け等前における 特別関係者の所有株券等 に係る議決権の数	12,633 個	(買付け等前における株券等所有割合 5.03%)
買付け等後における 公開買付者の所有株券等 に係る議決権の数	235,453 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.69%)
買付け等後における 特別関係者の所有株券等 に係る議決権の数	327 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.13%)
対象者の総株主等の 議決権の数	250,478 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」という。）を除く。なお、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」については、本公開買付けの結果、新たに小規模所有者に該当することとなった者も除く。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2020年2月7日に提出した第64期第3四半期報告書に記載された2019年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①対象者決算短信に記載された2020年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(25,657,400株)に、②対象者有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者普通株式数(合計70,800株)を加えた対象者普通株式数(25,728,200株)から、③対象者決算短信に記載された2020年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(598,384株)を控除した対象者普通株式数(25,129,816株)に係る議決権数(251,298個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 決済の開始日
2020年6月22日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が2020年4月28日に公表した「株式会社だいがく証券ビジネス株券等（証券コード 8692）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更ございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社野村総合研究所

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社野村総合研究所 IR 室長 藤岡邦明

TEL : 03-5877-7072 E-mail : ir@nri.co.jp